

懲戒処分書

氏名 渡辺 隆之

登録番号 4778

事務所 東京都足立区千住4丁目26番3号

簡裁訴訟代理等関係業務認定の有無及び認定番号 有 701066

処分内容及び理由の要旨

主 文

令和4年6月1日から起算して4か月間の業務停止に処する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、司法書士法人ふたば事務所（以下「ふたば事務所」という。）の代表者を務める代表社員司法書士渡辺隆之（以下「被処分者」という。）が受任した成年後見開始申立事件に関し、ふたば事務所が雇用する補助者が後見開始審判申立書の添付書類である医師の診断書及び親族の同意書を偽造し、これらを東京家庭裁判所（以下「家裁」という。）に提出し、申立人である〇〇〇〇（以下「依頼者A」という。）が家裁から審問を受ける事態になると、被処分者は、依頼者A及び〇〇〇〇（以下「依頼者B」といい、「依頼者A」と併せて「依頼者ら」という。）に対し、上記診断書の日付を偽造したのは依頼者Bである旨の虚偽の陳述を行わせ、また、被処分者は、自らが成年後見人に選任されていないにもかかわらず、自らを成年後見人と称して、不動産賃貸借契約を締結したとして、東京司法書士会から報告がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、東京司法書士会の調査報告書及び被処分者の供述から認められる。

- 1 被処分者は、平成16年11月2日、司法書士となる資格を取得し、平成20年3月18日付け登録番号4778号をもって東京司法書士会に入会し、東京都足立区千住四丁目26番3号を主たる事務所とするふたば事務所の代表社員として司法書士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。

- 2 被処分者は、ふたば事務所の代表社員として、平成26年8月27日、依頼者らから、成年被後見人を依頼者らの母親である〇〇〇〇、申立人を依頼者A、成年後見人等候補者を被処分者とする成年後見開始申立てに係る書類作成業務（以下「本件申立事件」という。）を受任した。なお、本件申立事件は、ふたば事務所の法人受任事件である。
- 3 依頼者らは、〇〇〇〇に係る平成26年9月10日付け診断書（以下「真正診断書」という。）を、同年10月初旬にふたば事務所に提出したが、被処分者から本件申立事件に係る申立書（以下「本件申立書」という。）の作成を指示された補助者の〇〇（以下「補助者」という。）は、依頼者Bの了承を得ず、本件申立書の添付書類である「親族の同意書」の氏名（署名）欄に、「依頼者B」と冒書し、同意書（以下「偽造同意書」という。）を偽造し、本件申立書及び真正診断書とともに偽造同意書を家裁に提出・行使した。
- 4 その後、家裁から真正診断書が既に作成から3か月以上経過しているため、平成27年1月30日までに新しい診断書の提出を求める旨の書面の送付を受けたことから、補助者は、真正診断書の内容を転記し、医師の署名欄に「〇〇〇〇」と冒書し、平成27年1月26日付け診断書（以下「偽造診断書」という。）を偽造し、同月30日、家裁に対して偽造診断書を提出・行使した。
- 5 被処分者は、本件申立事件に関し、補助者に対し、申立てに必要な添付書類の入手等を任せ、その具体的状況等を把握せず、特に、上記4記載の診断書再提出に係る家裁とのやり取りに関し具体的な報告を受けていないばかりか、上記3の本件申立書提出時及び上記4の偽造診断書提出時のいずれにおいても、最終的に家裁に提出する書類の内容や作成の真正性について自ら確認せず、これらを補助者に任せるなどし、同人の監督を怠った。
- 6 被処分者は、平成27年1月30日、自らが成年後見人に選任されていない事実を知らず、〇〇〇〇所有に係る不動産に関する不動産賃貸借契約書の貸主（甲）欄「〇〇〇〇成年後見人渡辺隆之」と記載した上で押印し、同不動産の賃貸管理を行う会社の担当者に手交・行使した。
- 7 被処分者は、家裁裁判官が偽造診断書に関し、依頼者Aを審問するために呼び出したのを受けて、平成27年2月17日、依頼者らと打合せを行い、同月18日の審問において偽造診断書の日付を偽造したのは依頼者Bである旨の虚偽の陳述を行わせた。

第3 処分の量定

- 1 上記第2の3から5までによれば、被処分者は、補助者に対し、本件申立書及びその添付書類等の入手及び作成等の処理を補助者に全面的に委ね、その監督の著しい不十分により補助者による文書偽造及びその行使という重大な結果を招いたもので、補助者に対する被処分者の監督責任は重く、司法書士法第2条（職責）、第23条（会則の遵守義務）、東京司法書士会会則第94条（品位の保持等）、第113条（会則等の遵守義務）及び第116条（補助者等の使用者責任）に違反する。
- 2 上記第2の6によれば、被処分者は、本件賃貸借契約書に成年後見人の肩書きを使用し、代理権限があるかのような外形を作出し、契約締結を無断で行っており、このような無権代理行為を行うことは、司法書士としての品位を著しく欠く行為であると言わざるを得ず、司法書士法第2条（職責）、第23条（会則の遵守義務）、東京司法書士会会則第94条（品位の保持等）及び第113条（会則等の遵守義務）に違反する。
- 3 上記第2の7によれば、被処分者は、依頼者らに対し、審問において虚偽の陳述を行わせたものであり、司法書士としての品位を著しく欠く行為であると言わざるを得ず、司法書士法第2条（職責）、第23条（会則の遵守義務）、東京司法書士会会則第94条（品位の保持等）及び第113条（会則等の遵守義務）に違反する。
- 4 被処分者の上記各行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行い、国民の権利の保全に資すべき責務を有する司法書士としての自覚を欠き、司法書士に対する国民の信頼を著しく損なうものであって、その責任は重く、厳しい処分が相当である。一方、被処分者には、平成20年の開業以来、懲戒処分歴はない。これらの事情は、被処分者にとって酌むべき情状といえる。
- 5 よって、司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和4年4月15日

法務大臣